

大和市教育委員会告示第11号

大和市子ども読書活動推進会議設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年 5月29日

大和市教育委員会

委員長 青 蔭 文 雄

大和市子ども読書活動推進会議設置要綱の一部を改正する要綱

大和市子ども読書活動推進会議設置要綱（平成20年大和市教育委員会告示第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「学校教職員」の前に「保育施設職員及び」を加え、同条第5号を次のように改める。

（5）子どもの読書活動に係るボランティア団体の会員

第7条中「次に掲げる課等」を「必要に応じて関係各課等」に改め、「設置する」の次に「ことができる」を加え、同条各号を削る。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。